

京都市告示第 7 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成21年4月1日から平成24年3月31日まで、財団法人京都市音楽芸術文化振興財団を京都市公金収納受託者として、京都会館の使用料の徴収事務を委託します。

平成21年4月1日

京都市長 門川 大作

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)